

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、介護医療院（令和6年度まで実施） （※上記施設種別（介護医療院を除く）のうち、定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設を除く）	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

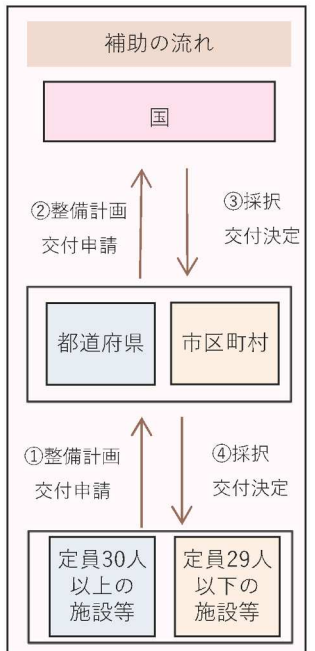
○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費6,160万円/施設	総事業費80万円/施設

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力のできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
		ii	なし	総事業費80万円/施設
給水設備	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし	総事業費500万円/施設
		特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	なし	なし
		小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	なし	なし



⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置※を促進。

※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	定額補助	4,000円/㎡	なし

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和6年度1次協議について

(参考1-4)

施設 種類	補助名	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備	社会福祉連携推進法人等による 高齢者施設等の防災改修支援事業	水害対策強化事業		耐震化整備	認知症高齢者グループホーム等防災 改修等支援事業（大規模修繕等分）	非常用自家発電設備整備		給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業	
			表層の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整 備事業	社会福祉連携推進法人等による 高齢者施設等の防災改修支援事業	認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業 (水害対策強化事業分)	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業 (耐震化分)	認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業 (非常用自家発電設備整備等分)	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る 経費支援事業		
			補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4		補助率：定額		補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	
			補助上限：9,710円/㎡（※1） 補助下限：なし	補助上限：※事業費6,160万円/施設 補助下限：※事業費80万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：※事業費80万円/施設		補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）		補助上限：なし 補助下限：※事業費500万円 （ただし、燃料タンクを除く）	補助上限：なし 補助下限：※事業費500万円 （ただし、定員20人以下の地域型・小規模施設等 はなし）	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：4,000㎡/㎡ 補助下限：なし （ただし、面積は「高さ」部分のみを対象とす る）	
定 次 規 模 3 0 人 以 上 の 設 施	郡 道 沿 市 ・ 中 核 市 を 含 む	① 特別介護老人ホーム 及び併設される老人短期入所施設 （※2）	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設 にも効用の増加がある場合は、適切に按分 を行うこと。	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入 所施設にも効用の増加がある場合は、逐 次に按分を行うこと。	—	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設 にも効用の増加がある場合は、適切に按分 を行うこと。	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設 にも効用の増加がある場合は、適切に按分 を行うこと。	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設 にも効用の増加がある場合は、適切に按分 を行うこと。	○	○	
		② 軽費老人ホーム （ケアハウス・A型・B型）	○	○	—	○	—	—	○	○	○	○	○	○
		③ 介護老人保健施設	—	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○
		④ 介護療養施設	○（※6）	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○
		⑤ 養護老人ホーム	—	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		⑦ 通所介護事業所（※3）	△（※4）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		⑨ 老人福祉センター （特A型・A型・B型）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑩ 老人福祉施設付設作業所（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑪ 老人介護支援センター （在宅介護支援センター）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		⑫ 在宅介護相談所（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
地 域 密 着 型 2 9 小 規 模 以 下 の 設 施	市 区 町 村 （ 指 定 市 ・ 中 核 市 を 含 む）	⑬ 郡道沿市特別介護老人ホーム 及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	—	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期 入所施設にも効用の増加がある場合 は、逐次に按分を行うこと。	—	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設 にも効用の増加がある場合は、適切に按分 を行うこと。	—	○（1,540万円）（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設 にも効用の増加がある場合は、適切に按分 を行うこと。	—	○（特養に限る） ※本事業により、併設される老人短期入所施設 にも効用の増加がある場合は、適切に按分 を行うこと。	○	○	
		⑭ 小規模ケアハウス	○	—	○（1,540万円）	—	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	
		⑮ 郡道沿市軽費老人ホーム	○	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	
		⑯ 小規模介護老人保健施設	—	—	○（1,540万円）	—	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	
		⑰ 小規模介護療養施設	○（※6）	—	○（1,540万円）	—	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	
		⑱ 小規模養護老人ホーム	—	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	
		⑲ 小規模有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		㉑ 地域密着型通所介護事業所（※3）	△（※5）	—	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	—
		㉒ 認知症対応型通所介護事業所	—	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	—
		㉓ ①以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
		㉔ 認知症高齢者グループホーム	—	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○
		㉕ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○
		㉖ 各種小規模多機能型居宅介護事業所	○	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○
		㉗ 認知症対応型訪問介護事業所	—	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	—
		㉘ 夜間対応型訪問介護サービス・シーン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
		㉙ 介護予防拠点	—	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	—
		㉚ 介護支援センター	—	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	—
		㉛ 生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）	○	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○
		㉜ 緊急ショートステイ	—	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	—
		㉝ 施設内保育施設	—	—	○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	—

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー設備に併用するものに限る）、自動火災警報装置は108万円/施設（300㎡未満）、火災感知装置は32.5万円が上限額/施設（500㎡未満）がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以下、地域密着型通所介護事業所は定員18人以下。

※4 管財を併用するものうち、都道府県知事が別に必要と認められた場合に取る。

※5 生活支援ハウスのほか、管財を併用する実務者施設等のうち、市町村長が特に必要と認められた施設を含む。

※6 3,000㎡未満の施設が対象。ただし、自動火災警報装置及び火災感知装置は対象外。

